



医政発0409第5号
平成26年4月9日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



検体測定室に関するガイドラインについて

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事、各保健所設置市市長及び各特別区区長あて通知したので、送付します。



医政発0409第4号
平成26年4月9日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省医政局長



検体測定室に関するガイドラインについて

臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第156号。以下「告示」という。）が公布され、平成26年4月1日より施行されたところである。

この改正の趣旨は、利用者自らが採取した検体について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業（以下「検体測定事業」という。）については、診療の用に供する検体検査を伴わないことから、診療の用に供する検体検査の適正の確保という衛生検査所の登録制度の趣旨等を踏まえ、検体測定事業を行う施設について、衛生検査所の登録を不要とすることとしたものである。

他方、医師の診断を伴わない検体測定事業の結果のみをもって、利用者が健康であると誤解するといった事態も生じかねないため、利用者への健康診断の定期受診の勧奨を求めるとともに、血液に起因する感染症を防止する観点等から、適切な衛生管理や精度管理の在り方等の検体測定事業の実施に係る手続、留意点等を示したガイドライン（検体測定室に関するガイドライン）を別紙のとおり定めた。

本ガイドラインに係る事務については、厚生労働省において行うものであるが、地域保健に関係するものであること等に鑑み、貴職におかれても、御了知いただくとともに、改正告示の円滑な施行に御配慮をお願いしたい。